間伐の定義及び解釈について

森林経営計画制度の運用上の留意事項について(抜粋)

平成 24 年 12 月 13 日 24 林整計第 152 号 林野庁計画課長通知

ア 共有物(財産)の変更を伴わない内容の計画である場合 記名共有林の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育*'のための除 間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権 原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。

イ 共有物 (財産) の変更を伴う内容の計画である場合

一方、記名共有林の持分権者の一部が所在不明であり、立木の伐採(ただし、保育のための除間伐を除く。)といった共有物(財産)の変更に当たる内容の森林経営計画を作成する場合は、原則として不在者財産管理制度を活用して財産管理人を選任するなどの手段を講じなければ計画作成することはできない。

【注釈】

※ 1 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

(全国森林計画等)

- 第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画^{*2}をたてなければならない。
- 2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して 主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかに することを旨として、定めるものとする。

一~三 (略)

三の二 間伐及び保育*2に関する事項

三の三~七 (略)

3~|| (略)

(2)間伐

間伐については、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

(4) 保育

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全 な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行う。

ア 下刈り

(略)

イ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、 目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

ウ 鳥獣害防止対策

(略)